

第2回砺波市新庁舎整備検討委員会議事録（要旨）

【開催状況】

日 時：令和6年7月2日（火） 10：00～11：15

場 所：砺波市役所大ホール

出席者：委員

大西委員(委員長)、老委員、堅田委員、小西委員、澤田委員、武田委員、橘委員
長谷川委員、堀田委員、水野カオル委員、水野桂子委員、米原委員(代理上田氏)
米山委員、(欠)水戸委員

市

副市長、企画総務部長 財政課長ほか事務局員

【関連資料】

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 候補地資料(道路通行量・周辺施設等) |
| 資料2 | 庁舎における駐車台数の検討について |
| 資料3 | R5 砺波市庁舎整備に関する市民アンケート結果について |
| 資料4 | 新庁舎におけるコンビニ・カフェ等の出店 |
| 資料5 | 公募型プロポーザル結果について |
| 資料6 | 候補地の比較検討資料 |
| 資料7 | 公募型プロポーザルの提案資料 |
| 資料8 | 基本構想骨子について |

【会議内容】

- 1 開会
- 2 報告事項

(1) 前回委員会の質疑事項について(資料1～4)

(事務局)

1点目に、3つの候補地(現敷地、中村グラウンド、富山県花総合センター)の交通量などを含めた状況について質疑がありましたので説明します。

現敷地は、面積が22,238㎡あり、借地の職員駐車場7,856㎡も含まれています。西側には敷地と隣接する国道156号があり、24時間交通量が9,193台(一般交通量調査センサス)となっています。7,000台を超えると、交通量が多いと判断されます。中村グラウンドは、面積が20,787㎡あり、複数の地権者が所有する借地6,118㎡も含まれています。南西側の舗装されている市有地2,205㎡と西側グラウンド部の借地423㎡は、道路と高低差があることや過去の地権者との売買交渉の経過などから、面積には未参入としています。西側には国道156号があり、24時間交通量は9,193台とな

っています。また、周辺にチューリップ公園と文化会館などの公共施設があり、文化会館駐車場も近接しています。富山県花総合センターは、面積が約27,000㎡、南側には国道359号があり、交通量調査の24時間交通量は推計値で5,501台です。路線ごとに確認した台数では、この間の交通量が10,000台を超え、4車線化へ向け進める段階にある状況です。また、チューリップ公園へは、フラワーロードで繋がり、近接した位置にシルバークプラザ、高道体育館、高道グラウンドがあります。

2点目に駐車場台数に関する質疑がありましたので、現敷地における駐車台数をもとに説明します。

駐車可能台数は、ユニバーサル駐車場5台、青空駐車場178台、車庫内（東別館1階部分）20台の合計203台となります。ただし、公用車、食堂、清掃など庁舎運営に関わる方に駐車場を割り当てると、108台のみが一般来庁者用となります。203台に職員用駐車場を加えると現状473台の駐車場が必要となります。また、新庁舎と健康センターが統合される場合には、健康センターの職員駐車場20台と乳幼児健診の運営に必要な駐車場30台を加え、約520台程度の駐車場が必要となります。前回の委員会では、各種証明書のコンビニでの発行や、手続きの迅速化などによる来庁者数減少の可能性について議論がありましたが、現時点で、減少数を予測できる根拠がないため、仮に公用車の台数見直しや運営効率化を見込み、必要駐車台数を500台と仮定すると約10,000㎡程度の面積が必要となります。

3点目にアンケートの集計結果に関する質疑がありましたので、説明します。

アンケート結果によると来庁頻度は、年に2～3回、来庁理由は戸籍や住民票などの手続き等がそれぞれ1位になっています。また、来庁時に不便と感ずること1位の駐車場不足がそのまま新庁舎建設時に特に重要と思われる事項の上位に反映されています。

また、建設地については、こだわらないが1位となっています。前回の検討委員会では、「庁舎整備の基本理念には当たり前の内容が設定され、砺波らしさを感じられない。そのため、候補地を選定する際に戸惑ってしまったたり、アンケートで建設地にこだわらないとの意見が多くなったのではないか。」との意見を頂きました。そこで、こだわらないと回答された方の、記入手間がかかる自由記述の回答率確認したところ、43.0%で、現在地/現在所以外と回答された方よりも高いため、無関心や戸惑いがあったのではなく、建設地が回答者の最優先事項でなかったのではないかと推測しています。

4点目に新庁舎におけるコンビニ・カフェ等の出店について質疑がありましたので説明します。

昨年度、サウンディング型市場調査に参加して頂いた事業者からは、事務所等で店舗を設置する場合には、本市規模の数倍から10倍の職員数が必要との事でした。県内の他市では、施設整備時にコンビニやカフェの誘致を検討したが、事業者から応募がなかったため断念した施設もあると聞いています。

(企画総務部長)

前回、富山県花総合センターの購入費用についても質疑も頂いていたので説明します。

購入費用は、県との交渉になるため、現時点でお示しすることはできないが、昭和61年に県が所有者から購入された金額は約5億円であったと確認している。

(2)基本構想・基本計画等策定支援業務公募型プロポーザル審査結果について(資料5)
(事務局)

基本構想・基本計画を策定するにあたり、策定支援業務委託の公募型プロポーザルを実施しましたので、審査結果を報告します。業務名：砺波市庁舎整備事業基本構想・基本計画等策定支援業務委託／審査日：令和6年6月20日／審査結果：優先交渉者：株式会社 みかんぐみ

(質疑等無し)

3 協議事項

(1)候補地の比較検討について(資料6、7)

(事務局)

候補地の比較検討について、資料6を事務局から説明します。次に、資料7は、専門的な視点から比較していますので、株式会社みかんぐみが説明します。最後に、市としての候補地の考え方を副市長より説明します。

抽出条件から選定した3つの候補地は、面積がいずれも20,000㎡を超え、庁舎整備が可能な規模と考えています。3つの候補地から最有力な敷地を選定するために、①地理的条件、②早期実現性、③経済性、④アクセス性、⑤工事期間中、⑥エリアマネジメントの観点から比較を行いました。①地理的条件は、各候補地ともに同条件となります。②早期実現性は、土地の所有について比較していますが、中村グラウンドには複数の地権者があり、購入への交渉は、それぞれの地権者に対して必要となります。③経済性では、中村グラウンドでは借地の購入、富山県花総合センターでは敷地全体の購入が必要となります。④アクセスは、いずれも国道から近いということ、⑤工事期間中は、現敷地では工事の工程によっては、本体工事以外の工事が必要となる場合が想定されるため、工事費等が高くなることなどを比較しています。これらから工事費、工事期間中の利便性は、現敷地より中村グラウンドや富山県花総合センターの方が、優れているという評価となります。⑥エリアマネジメントに関しては、市民アンケート等から、中村グラウンドと富山県花総合センターが評価を得ていますが、国道へのアクセス、周辺道路との回遊性や今後の周辺エリアへの広がりを考え、富山県花総合センターを高評価としています。

(株式会社みかんぐみ)

資料7では、3つの候補地に仮に建物(3階建・延床面積6300㎡・建築面積2100

m²)を配置する場合、どのような配置が可能なのか、どの程度の駐車場の確保が可能なのかを確認しています。駐車可能台数については、現在地325台、中村グラウンド710台、富山県花総合センターが930台となり、中村グラウンドと富山県花総合センターに優位性があります。また、3つの候補地ごとに、新庁舎建設時に必要な工事プロセスも記載しています。現在地では、長期間仮設庁舎が必要となり、仮設庁舎に大きな費用が必要です。中村グラウンドでは、新庁舎完成後に新たに植栽等を設置するなどの別途費用が必要です。富山県花総合センターでは、既設の植栽等があるため、それらを活用しながら、新庁舎整備を行うことができます。また、チューリップ公園に繋がるフラワーロードにはベンチや並木が整備されており、それらを活用した整備とすることで、新たなまちづくりにもつながるのではないかと考えています。これらから、弊社では富山県花総合センターの優位性が一番高いのではないかと考えています。

(副市長)

市としての考え方について、委員の皆さんにご説明したいと思います。市としては、今ほどの比較検討結果など、総合的に考え富山県花総合センターを最有力候補地として考えています。これまで、多くの皆さんから、チューリップ公園周辺で、他の施設と連携できる場所が最適との意見を頂いていました。それを受け、民間の土地も含めて検討していましたが、それぞれ決め手に欠けていたことから、一つの候補地に絞ることが難しい状況となりました。そうした中、能登半島地震が発生し、砺波市内は震度5弱であったもの、大きな地震が発生したときに、耐震化した安全で、通信施設などが完備している広い面積の「災害対策本部」の必要性を痛感しました。また、県が2月に富山県花総合センターの今後の在り方を検討すると表明したこともあり、偶然とはいえ、市が富山県花総合センターを最有力候補地にすることは、県と市ともに大きなメリットがあると考えています。

市議会自民会においても、6月定例会の代表質問で「富山県花総合センターをアクセス・規模・周辺施設との連携・早期実現性の観点から、最有力候補地とすべきであるとの結論に至った」との発言があり、市長は、「自民会の協議結果をしっかりと受け止め、検討委員の方々にお伝えする」と答弁しています。そのため、本日、市の考え方を委員の皆さんにお伝えしました。

具体的に、市が最有力の候補地として考えている理由は、今ほどの説明と重複しますが、市民アンケートで要望が多かった、駐車場・駐輪場の確保や交通アクセスを踏まえ、

- ・国道359号からのアクセスが良いこと。中村グラウンドと比較し進入路の整備費用が安価であること。今後、新庁舎建設と合わせ、高道交差点の改良・国道359号の4車線化を県に要望し進めることにより、新たな街づくりが期待できること。
- ・土地購入費が新たに発生するが、面積が大きいことから、広く駐車場が確保できること。また、現在駐車場として利用している土地を借りなくてすむため賃借料を軽減できること
- ・地権者が富山県であることから交渉窓口を一本化できること。県で意思決定されると、速

やかに建設に取り掛かれること。

- ・中村グラウンドの場合、チューリップフェアの際に新たな駐車場の確保が必要となること。一方で、富山県花総合センターの場合、土日や祝祭日などの閉庁日に、チューリップフェアの駐車場として新たに利用できるため、フェア時の交通混雑を緩和できること。
- ・多くの既存樹木や、広さを生かし、砺波らしく花と緑に囲まれた新庁舎のイメージを出すことができること。また、公園との一体感を醸し出せること。
- ・高速道路に近く広告塔として利用できること。などがあります。

これから基本構想・基本設計に入りますが、皆さんと一緒にワクワク感のある新庁舎になればと思っています。よろしくお願いいたします。

(以下、意見、質疑等)

(委員)

令和2年度の砺波市庁舎整備庁内研究会では事業費が一番安価になるのではないかと当時の試算から、現在地での建設が望ましいとの結論に至ったと聞いているが、それ以降の様々な意見交換会等から、富山県花総合センターを最有力候補地としてはどうかという、先ほどの市の提案に繋がっていると理解している。ただし、今回の検討委員会では想定する用地取得費や現在地の売却から想定する財源など、想定事業費の説明が無かったので、富山県花総合センターを最有力候補地と提案するに至った経緯を、想定事業費の観点からも説明して欲しい。それについて納得できれば、富山県花総合センターが最有力候補地となることに異論はない。

(副市長)

どの候補地で建設する場合でも、建物には同額程度の建設費が必要ではないかと考えている。用地取得や現在地の売却については、所有者や購入希望者との交渉となるので、現時点で金額を提示できない状況であることはご理解頂きたい。現時点でお示しできることとしては、現在地の売却額は路線価を参照して検討すること、売却の場合には現庁舎解体費を差し引く必要があること。そして、売却ができた場合、富山県花総合センター用地取得費以上となれば一番良いと考えていることであり、今後の交渉次第だと思っている。

(委員)

チューリップ公園は今後残すべき施設と考えているので、その周辺で広い敷地を持つ富山県花総合センターは候補地として最適だと考えている。チューリップフェアの運営を考えると中村グラウンドでは、代替地を検討する必要があるので、現状のままとしたほうが良いと思う。また、先ほどのみかんぐみの提案にもあったように、富山県花総合センターの場合は敷地面積大きいため、必要駐車場を確保しつつ、既存の樹木や緑を生かした計画とすれば、整備効率が高まるのではないかと思う。

(委員)

21地区の自治振興会長と候補地について協議を実施したところ、すべての自治振興会長が富山県花総合センターが候補地として望ましいと意見された。今後は、しっかり県との交渉を進めて頂きたい。また、新庁舎整備は、今後のまちづくりにも繋がっているため、ぜひ若い世代の方々にも意見徴収し、良いものを残して欲しい。

(副市長)

チューリップ公園周辺で一体的にまちづくりを考えてはどうかという意見が多かった。富山県花総合センターはチューリップ公園と200～300m離れているが、フラワーロードで繋がっている。また、庁舎の移転により、国道359号の整備や西側道路の拡幅など、新たなまちづくりも期待できる。さらに、近接する高道体育館、高道グラウンドは災害時にも活用できる。これらのことも含め、富山県花総合センターが良いのではないかと考えた。

(委員長)

発言された委員からは、富山県花総合センターに対して前向きな意見を頂いていると理解している。そのため、検討委員会としては富山県花総合センターを最有力候補地としたいと思うが、異論はないか。

〈異論なし〉

それでは、富山県花総合センターを最有力候補地に決定します。

(2)基本構想骨子(案)について(資料8)

(事務局)

砺波市庁舎整備事業において基本構想では、災害対応、機能性、環境への対応等、様々な視点から敷地選定を行い、基本計画では、基本理念、方針を実現するための詳細検討を行います。基本理念である、「市民の安全を守り、環境と人にやさしく、機能的でコンパクトな庁舎」から何をするのが大切です。そのため、基本構想では、理念を実現できる場所を選定し、基本計画に繋げるため、次の構成とします。1 現状の課題把握と上位計画、2 庁舎建設場所と計画規模の検討、3 庁舎建設事業費とスケジュール及び手法の比較検討、4 基本計画策定に向けた基本的機能検討（災害対応、執務環境、ZEB化庁舎建設）とします。そして、基本計画では、基本構想を踏まえ、実現に向けて詳細な検討へ進みます。5 法的与条件整理の詳細検討、6 土地利用計画の詳細検討、7 施設機能の検討、8 事業計画事業費とZEB化検討とします。現時点における骨子案ではありますが、スケジュールのとおり進めるため、提示します。

(委員)

今後、人口が減少に伴い空家などが増加することが想定されているため、多くの建物が粗大ゴミとなっていくことを懸念している。今ある施設やものを活用すること、また、新庁舎が必要以上に大きく建設され、将来的に活用されないスペースがないように機能的でコン

パクトな計画を考えて欲しい。

(委員長)

資料8は、基本構想と基本計画の骨子案なので、質疑等は具体化した後からではないかと思う。現時点は、基本構想と基本計画は事務局の提示した案をもとに進めたいと思うが、異論はないか。

〈異論なし〉

それでは、事務局案をもとに進めたいと思います。

(3)その他

次回日程の説明等。

以上